

## 令和2年度河北町オンライン化促進支援事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、河北町における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止及び緊急時における事業継続対策として、中小企業及び小規模事業者が在宅勤務やWeb商談会等を可能とするテレワーク環境を整備する事業に対して補助金を交付することに関し、令和2年度山形県オンライン化促進支援事業費補助金交付要綱（令和2年8月26日付中企第3888号通知）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、町内に本店事業所を有する中小企業及び小規模事業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する事業者）のうち、前条の目的に沿って、テレワーク環境の整備による職場環境の改善に取り組む者とする。ただし、性風俗産業、宗教法人、政治団体及び同種の補助金を受けたことのある者は、補助対象者とししない。

### (補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業は、令和2年4月7日から令和2年12月31日までの間に、補助対象者がテレワーク環境の整備に取り組む事業とする。

### (補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、別表に掲げる経費とする。

### (補助金の額)

第5条 補助金の額は、町長の定める予算の範囲内において、前条に規定する補助対象経費の3分の2以内の額とし、1事業者あたり100万円を限度とする。

2 前項の規定により算出した額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切捨てるものとする。

### (補助金交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、令和2年度河北町オンライン化促進支援事業費補助金交付申請書兼決定通知書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、令和3年1月31日までに町長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象経費がわかる資料の写し（内容記載のある領収書及び写真）
- (2) テレワーク環境整備計画書（様式第2号）

(3) 反社会的勢力排除に関する誓約書（様式第3号）

（交付の決定及び額の確定等）

第7条 町長は、前条の規定により提出された申請書を受理したときは、速やかに内容を確認のうえ、交付の決定及び額の確定を兼ねて申請書により申請者に通知するものとする。

2 補助金は、申請書に記載のある金融機関口座に振り込むものとする。

（補助金の返還）

第8条 町長は、偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けた者に対し、当該交付の決定を取消し補助金の返還を求めるものとする。

（財産処分の制限）

第9条 補助金の交付を受けた者は、取得財産を補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け又は担保に供するときは、あらかじめ町長の承認を得なければならない。

2 町長は、前項の処分により収入があったときは、その収入の全部又は一部の納付を求めるものとする。ただし、当該財産が、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数を経過している場合は、この限りでない。

（補則）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、令和2年4月7日から適用する。

別表（第4条関係）

経費区分	対象機器等
①機器等購入費 （各税抜10万円未満）	パソコン、タブレット、スマートフォン、携帯電話、ディスプレイ・モニタ、キーボード、マウス、プリンタ、スキャナ、VPNルータ、サーバおよびNAS、無線LAN機器（親機、子機）、Web会議用機器（カメラ・スピーカ・ヘッドセット）、リモートWOL装置
②ソフトウェア購入費	導入型ソフトウェア（業務ソフトウェアに限る）
③委託費	ネットワーク構築作業費／VPNルータ等、機器の設置・設定作業費、導入機器、導入ネットワークの保守費用、導入機器等の操作説明等にかかる委託経費（研修費用、マニュアル作成費）
④賃借料 （事業期間分に限る）	パソコン等、上記「機器等購入費」に記載の機器等をリースする場合のリース料
⑤使用料 （事業期間分に限る）	コミュニケーションツール（会議システム、チャット、データ共有）利用料、管理ツール（勤怠管理、在籍管理、業務管理）利用料、業務ソフトウェア利用料、セキュリティソフト利用料、リモートアクセスツール利用料、グループウェア（ワークフロー、リモートワークアプリ）利用料

備考 原則として、汎用性があり、目的外使用になり得るもの（事務用のパソコン、プリンタ、文書作成ソフトウェア、タブレット端末、スマートフォン、デジタル複合機等）の購入費を除く。ただし、「テレワーク環境の整備」に関する経費については対象とする。